

---

## 第5回 飯南町議会定例会会議録 (第1日)

令和5年9月11日(月曜日)

---

### 議事日程(第1号)

令和5年9月11日午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 町長提出議案上程  
日程第5 町長行政報告及び提案理由の要旨説明  
日程第6 提案理由の詳細説明  
日程第7 質疑  
日程第8 委員会付託
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 町長提出議案上程  
日程第5 町長行政報告及び提案理由の要旨説明  
日程第6 提案理由の詳細説明  
日程第7 質疑  
日程第8 委員会付託
- 

### 出席議員(10名)

- |    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄   | 2番  | 伊 藤 好 晴   |
| 3番 | 熊 谷 兼 樹   | 4番  | 内 藤 眞 一   |
| 5番 | 高 橋 英 次   | 6番  | 安 部 誠 也   |
| 7番 | 景 山 登 美 男 | 8番  | 安 部 丘     |
| 9番 | 平 石 玲 児   | 10番 | 戸 谷 ひ と み |
- 

### 欠席議員(なし)

---



○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 2番。

おはようございます。

去る9月6日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告します。

会期は、本日から9月22日までの12日間とします。

日程であります。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。

12日と13日は休会とし、14日午前9時に本会議を再開し、一般質問を行います。

15日は各常任委員会で審査を行っていただきます。

16日と17日及び18日は休会とし、19日から21日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終日22日は、午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日9月11日から22日までの12日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月11日から22日までの12日間に決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降、本日までに飯南町議会議長、または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。

このうち、6月30日及び8月25日に行われました雲南広域連合議会定例会では、全議案可決、同意、承認されておりますので報告をいたします。

また、8月31日には、島根県町村議会議長会が行われ、知事要望を各町村議会1、2点することになっておりました。これらの要望については、1点は、飯南町議会としてガソリンスタンドへの助成拡充、もう1点は、国道54号の改良改築について島根県の支援をお願いをいたしました。

なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、議長宛てに、去る8月22日に執行した例月現金出納検査の報告書を提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯 監 第 8 号

令和5年8月22日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

#### 現金出納検査報告書

#### 第1 検査の概要

##### 1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和5年7月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

##### 2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

#### 第2 検査の結果

飯南町の令和5年7月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

##### 2. 留意改善を要する事項 なし

#### 第3 その他 なし

なお、令和5年7月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略をいたしますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、認定第1号から議案第56号までの17議案を一括上程いたします。ここで暫時休憩をいたします。

**午前9時09分休憩**

.....  
**午前9時10分再開**

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

---

**日程第5 町長行政報告及び提案理由の要旨説明**

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を行います。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

本日、令和5年第5回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、この夏の全国的な気温の上昇については、気象庁の発表によると、6月から8月にかけての日本の平均気温が、1898年の統計開始以降で最も高かったようであります。

最高気温が35度以上の「猛暑日」の日数は、全国38地点で最多となり、本町においても、7月28日に34.9度を記録するなど、先月までは30度を超す真夏日が続いておりました。

ようやく今月に入って朝晩が涼しくなり、秋の訪れを感じられるようになりましたが、町民の皆様におかれましては、急激な気温の変化に体調を崩されないよう、お気をつけてお過ごしいただきたいと思っております。

次に、イベント等の再開に伴う賑わいの復活についてであります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、国外からの入国や、国内における人の移動が活発になりました。それに伴い、全国各地における旅行客の増加やイベントの再開など、コロナ禍以前の日常生活が戻ってまいりました。

本町におきましても、「半夏まつり」や「とんぼらふる里夏祭り」「サイクリングイベント」が再開され、多くの方にご来場いただいたところであります。

これからの季節は、町主催のイベントだけでなく、秋祭りなどの様々な催しが復活する

ことと思います。コロナ禍前の賑わいが戻ることで、町民の皆様の笑顔があふれる姿を楽しみにしております。

次に、知事要望についてであります。

先月 31 日、議長にも同席いただき、丸山知事に対し、本町の実情や喫緊の課題についてお伝えし、本町の発展のため特に必要な支援について要望いたしました。本年は、

- ①飯南病院の医療従事者等の確保
- ②ガソリンスタンドの維持に向けた財政支援
- ③自治体 DX に関する支援

以上の 3 項目を重点要望しております。

丸山知事からは、「飯南病院は、離島・中山間地域のモデル的な事例として高く評価している。必要とされる人材を確保できるよう、計画的に取り組みたい」「ガソリンスタンドの維持に向けた財政支援については、連携して取り組みたい」「自治体 DX については、県内自治体の状況を把握し対応に努める」など、前向きな回答をいただいたところであります。その詳細につきましては「広報いーなん」を通じてご報告いたします。

次に、JA しまねにおける支店統廃合案の見直しについてであります。

JA しまねが、人口減少などで採算確保が困難であることを理由として、雲南圏域内の 3 支店を令和 7 年 2 月に「ふれあい店」に移行する方針を示されたことについては、6 月議会で行政報告したところです。その後、6 月 15 日に雲南市長、雲南農政協議会長とともに JA 雲南地区本部に対し、改めて、支店統廃合の撤回を求めて申し入れを行いました。

これを受け、JA しまねでは、該当地区への丁寧な説明、合意形成が不十分であったことから、3 支店のふれあい店化を取りやめ、収支改善を目標とした事業改革に取り組むこととされたところです。

私としましては、組合員の皆様の意見をしっかりと聞いていただき、組合員の皆様が納得いただける店舗運営を行っていただけるよう、引き続き状況を注視しながら適切に対応してまいります。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、主要な施策について申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

先月 1 日に住民、各種団体、有識者などで構成する「飯南町総合振興計画等評価委員会」を開催し、総合振興計画に掲げる主要施策や総合戦略の進捗状況について、事業効果の検証や、施策に対する様々なご意見をいただいたところであります。

令和 7 年度からの次期総合振興計画の策定につきましては、今月 8 日に「第 3 次飯南町総合振興計画・第 3 期総合戦略策定委員会」を開催し、来年度の策定に向けて、検討を開始したところです。

来月には町民の皆様や中高生を対象としたアンケートを実施し、年内には多くの皆様にご参加いただき、ワークショップを開催する予定としております。

評価委員会や策定委員会においていただいたご意見やご提案につきましては、「広報いーなん」や「町ホームページ」に掲載することとしておりますが、町としてしっかりと受け止めた上で、今後の計画立案に活かしてまいります。

次に、国立三瓶青少年交流の家との連携協定についてであります。

7月5日、国立三瓶青少年交流の家と大田市、美郷町、本町の4者で連携協定を締結しました。

この協定は、三瓶青少年交流の家が持っている社会教育活動や人づくりのノウハウを活かし、活力ある地域づくりと地域振興を目的に締結しております。先月22日には早速、本町の5公民館共催事業として飯南町小学生交流活動「行こう三瓶へ」を企画し、本町の子どもたちがオリエンテーリングやバウムクーヘンづくりを楽しみ、三瓶の雄大な自然の中で夏休みの楽しいひと時を過ごすことができました。

この協定を活用して、本町の地域振興や、社会教育の推進、子どもたちへの体験活動の場の提供など様々な活動が行えるものと期待しております。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、小学校でのいじめ問題についてであります。

このことにつきましては、先般、被害児童の保護者が報道機関に対し記者会見され、報道各社からの問い合わせも多かったことから、町教育委員会も翌日に記者会見を開いたところであります。

この問題については、「飯南町いじめ問題対応会議」からいただいた答申を尊重し、関係の皆様と連携して、児童の気持ちに寄り添い、話し合いを続けていき、早期に解決できればと思っております。

次に、教育環境基本方針についてであります。

教育環境基本方針検討委員会では、このたび答申の素案をまとめられ、学校区ごとの意見交換会を開催されました。

答申案では、「小学校については地域ぐるみで育てる教育環境を適正規模の理念とし、可能な限り小学校を存続する」、そして「中学校については学校集団で育てる教育環境を適正規模の理念とし、学校集団による人格形成と中高の連携を考慮しつつ再編を検討する」との方針が示されました。なお、いずれも「再編を検討する場合は、地域の実情や施設の状況、通学時間などを十分考慮して検討する」とされています。

意見交換会では、住民や保護者から様々なご意見をいただき、今後、検討委員会でこれらの意見を踏まえて慎重に検討され、本年度末には教育長に答申されることとなっております。

来年度以降、この答申を尊重しながら、具体的な計画の策定に向けた方向性をお示しし

たいと考えております。

次に、「二十歳のつどい」についてであります。

先月 15 日、「令和 5 年度飯南町二十歳のつどい」を開催しました。

当日は、21 名の若者が出席し、式典終了後には恩師からのメッセージやお楽しみイベントなどの企画で大いに盛り上がりました。

4 年ぶりに感染症対策などの制約がない通常どおりの式典を開催することができ、出席者は久々に会う恩師や友人との再会を喜び、近況を語り合うなど楽しいひと時を過ごしました。

このように、町内外で頑張っている若者たちの門出を盛大に祝福することで、ふるさと飯南町への想いを強く感じていただけたものと思います。

次に、若者の活躍についてであります。

本町志津見の出身で、東京大学漕艇部に在籍している小野田空羽（おのだ こう）さんが、ブルガリアで開催された「アンダー23 世界選手権」の日本代表に選ばれ、ボート競技の中の個人種目である「男子シングルスカル」の選手として世界の強豪を相手に活躍されたという、うれしい知らせが届いております。

本町から世界に羽ばたく若者の活躍は、私たちに元気を与えてくれるだけでなく、大変誇らしく思います。

次に、中高生の活躍についてであります。

7 月に広島県安芸高田市で開催された「第 12 回高校生の神楽甲子園」に飯南高校生命地域ラボ神楽愛好会が出場し、「日藝選奨」を受賞しました。

この賞は、当日に出演した 10 校の中で、最優秀となる 1 校に贈られるものであり、この度は結成 5 年目にして初の受賞となったものであります。

今回の受賞は、「日藝選奨」を目標として飯南神楽団の指導を受け、週 3 回の練習の成果を十分発揮した賜物であり、住民に元気を与えてくれただけでなく、新たな飯南高校の魅力が加わることとなり、入学を検討する生徒が増加することを期待しております。

また、北海道を中心に開催された「北海道総体 2023」の剣道競技には、本町下来島の出身で大社高校 3 年生の松田良盛（まつだ りょうせい）さんが出場し、男子団体戦で 3 位の成績を収められました。

中学校においては、島根県中学校総体で、頓原中学校と赤来中学校のバレー部が揃って出場して大健闘し、赤来中学校卓球部も同大会で日頃の練習の成果を十分に発揮してくれました。

こうした本町の子どもたちの活躍は、関係の皆様のみならず、すべての住民に元気を与えてくれるものであり、私も大変うれしく思います。

次に、小学校の開校 150 周年行事についてであります。

頓原小学校と志々小学校は、本年度、開校 150 周年を迎えることから、それぞれの学

校で実行委員会を組織され、記念行事の日程や内容について検討されてきました。  
頓原小学校は明治7年1月に開校し、校舎の移転や長谷分校、都加賀分校との統合を経て、平成14年に現在の頓原小学校校舎を新築しています。

志々小学校は明治7年5月に開校し、昭和46年に三瓶山で開催された全国植樹祭では、天皇皇后両陛下が、同校において児童による体操の演技をご覧になりました。その後、平成12年に角井分校との統合を経て現在に至っています。

頓原小学校では11月11日に、志々小学校では12月2日に、それぞれ記念行事を開催されることが決まり、記念式典や写真撮影、学習発表会が計画されています。

あらためまして、これまで長きにわたり地域の教育にご尽力いただいた教職員、保護者、卒業生など関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

次に、こども広場の整備についてであります。

志々地区のこども広場につきましては、工事が完了し、「志々未来ひろば」として先月26日にオープンしました。

当日は志々公民館まつりも開催され、子どもから大人まで約150人が来場され、広場で元気よく遊ぶ多くの子どもたちの姿も見られました。

今後は、志々地区に限らず、町民の皆様が気軽に集まり、遊び、話せる交流の場として、ご活用いただきたいと考えております。

赤名地区のこども広場につきましては、赤名ふれあい公園の地形を活かした広場となるよう、現在整備を進めており、11月のオープンをめざして、引き続き取り組んでまいります。

次に、お子さんの誕生記念木工品贈呈事業についてであります。

本年度からの新たな取組として、本町で生まれたお子さんの健やかな成長を願って、町産材を活用した木工品（積み木・椅子・フォトフレーム）の贈呈を先月より開始しました。

ヒノキの香り漂う木工品をきっかけに、親子でふれあう時間が増え、ゆとりをもって子育てしていただくことにつながるとともに、自然豊かな本町への愛着が深まることを期待しております。

次に、子育て世帯への生活用品給付事業についてであります。

本町では2歳までのお子さんがいらっしゃる世帯に対し、紙おむつやミルクなどの生活用品（月額5千円以内）を役場窓口で給付していましたが、8月分より郵便局との連携協定を活かして、各家庭へゆうパックでお届けするサービスを開始しました。

これは、中国5県では初めての取組であり、生活用品受取りの時間的な制約がなくなるとともに、選択可能な用品メニューも増え、保護者にも大変喜んでいただいております。今後も、本町ならではの子育てしやすい環境づくりを進め、子どもたちの声が聞こえるまちづくりを進めてまいります。

次に、青少年交流事業についてであります。

姉妹都市・友好交流都市との青少年交流事業につきましては、令和2年度以降、コロナ禍により休止していましたが、先月に親子体験ツアーとして再開しました。伊丹市へは3家族6名、大村市へは5家族13名の参加があり、FMいたみへの出演やボートレース大村での水上花火大会など、ふだん暮す飯南町とは異なる魅力に触れる貴重な体験となりました。

今後も姉妹都市協会を中心に、活発な交流が行われ、将来を担う子供たちが広く見聞を深めるとともに、ふるさと飯南町の魅力も再認識する機会となることを期待しております。

次に、パートナーシップ宣誓制度についてであります。

島根県と県内全市町村は、多様な性を認め合い、性的少数者が自分らしく生きることのできる環境をつくるため、来月1日から「島根県パートナーシップ宣誓制度」を共同で開始することとなりました。

具体的には、LGBTQなどの「性的マイノリティ」と言われる方のカップルが「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けることにより、公営住宅の入居や病院での面会などにおいて、家族同様のサービスの提供を受けることが可能になります。

本制度により、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、県と一緒に取り組んでまいります。

次に、産業についてであります。

はじめに、飯南米の普及啓発についてであります。

国内における本年度の主食用米の在庫量は、コロナウイルスの落ち着きによる需要の改善などが見込まれ、本年6月末の主食用米の民間在庫量は、前年同月より21万トン減、来年6月末は、13万トン減の184万トンになると試算されており、昨年度に続き、適正な在庫水準とされる180万トンから200万トンに収まる見通しとなっております。

このような背景の中、先日、令和5年産米のJA概算買取価格が公表されました。本町の主な買取価格（仮払金）は、「1等特別栽培コシヒカリ」で6,900円／袋、「慣行栽培コシヒカリ」で6,650円／袋、「低タンパクのCE特別栽培コシヒカリ」で7,250円／袋と、2年連続でいずれも増額となりました。

コロナ禍前の価格に近付いており、少し安堵しているところですが、肥料や光熱費等の高騰により、生産コストは大幅に上昇しており、経営は依然として厳しい状況が続いております。

町としましては、良質米である飯南米が有利販売となり、その結果が米価に反映されるよう、引き続き関係機関と連携し、飯南米のPRに積極的に取り組んでまいります。

次に、観光の振興についてであります。

サイクリングイベントにつきましては、先月20日に「やまなみ街道クライムライド

2023」が、飯南町観光協会の主催により、本町をはじめ周辺市町を舞台に開催されました。

今回は中・四国地方はもとより、福井や熊本といった遠方からの参加もあり、200人近い参加者の元、ショート71km、ロング140kmの起伏にとんだコースを、炎天下のなか疾走しました。コース周辺のすばらしい自然や、補給を行う休憩所で提供される地域食材を満喫され、大盛況の大会となりました。

赤来高原観光りんご園につきましては、今月1日から開園し、りんご狩りをする親子連れなどで賑わっております。

今が旬の「つがる」をはじめ、10月頃からは「千秋」「新世界」「王林」「ふじ」といった様々な品種のりんごを、11月12日まで楽しむことができますので、多くの方にお越しいただき、飯南の秋の味覚を堪能していただければと思っております。

次に、商工業の振興についてであります。

町内消費により通貨の地域内循環を喚起する施策として、飯南町商工会を事業主体に買い物をする、専用のカードにポイントが貯まり、貯まったポイントで買い物ができる電子地域通貨「い～にゃん pay」を、12月からの事業導入に向け準備を進めております。

これからの社会全体の流れとして避けて通れない「キャッシュレス決済時代」に備える意味においても、年齢に関係なく多くの町民の皆様にご利用いただきたいと考えております。

また、町と商工会が連携し、健康診査の受診勧奨を目的とした「行政ポイント付与」などにも活用し、魅力ある事業となるよう進めてまいります。

い～にゃん pay の加入促進策として、導入時のポイント付与を計画しており、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

ガソリンスタンドの支援につきましては、知事要望も行ったところですが、昨年12月には衣掛給油所、先月にはエヌウェーブと、生活に必要なガソリンスタンドの相次ぐ閉店で、特に赤来地域にお住いの方は不安を抱かれていることと思っております。

今後のガソリンスタンド維持においては、燃料地下タンクの改修や配送用ローリー車輛の更新などのハード整備が重い負担となることから、本年度、県により創設された補助事業を活用しながら、町も一緒になって、町内のガソリンスタンドの維持を支援してまいります。こちらにつきましても、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、雲南広域連合における市町村圏振興事業基金についてであります。

この基金につきましては、平成13年度に雲南圏域旧10カ町村の出資金と県補助金、合計8億円の積み立てにより「雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金」として開始された基金であり、雲南広域連合を事務局として、その大部分を圏域における広域観光事業への補助に充てられておりました。

しかしながら、雲南広域連合を構成する雲南市、奥出雲町及び本町の現状としましては、各市町において圏域外の近隣自治体との交流など様々な連携が推進される中、財源の確保が必要とされ、協議を進めておりました。

このことから、この基金を廃止し、構成市町で有効活用を図るため、出資割合に応じて出資金を構成市町に返還されることとなりました。

本町に返還される基金につきましては、まちづくり基金に積み立て、必要となる事業へ有効に活用したいと考えており、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、道の駅頓原周辺エリア整備計画の推進についてであります。

道の駅頓原につきましては、昨年度において「道の駅頓原周辺エリア整備計画策定委員会」を開催し、各施設や緑地公園、大しめなわ創作館などを含めた「周辺エリアの一体的な整備」を検討し、整備計画を策定したところであります。

町としましては、この整備計画を基本として、駐車場やトイレの改修、こども広場の設置を中心とした整備を、来年度に実施したいと考えております。

本年度においては、実施設計を行いたいと考えており、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

年内のワクチン接種につきましては、12歳以上の方は今月30日から11月にかけて、6日間で集団接種を行います。

5歳から11歳までの追加接種は、今月下旬と11月下旬の予定で、接種に向けての周知や準備を進めてまいります。

次に、長寿のお祝いについてであります。

本町にお住まいで、本年度に百歳を迎える方に、内閣総理大臣から「お祝い状と記念品」が届きましたので、敬老の日に合わせて伝達することとしております。

百歳を迎えられる方は、安藤ツルエさん、肉戸ケフさん、三上ヒサエさん、後長清美さん、塚尾カズコさん、藤原政子さん、大谷秀子さん、後長喜美子さん、以上の8名であります。

対象となる皆様は、各種の福祉サービスを受けながら、お元気にお過ごしであり、心からお祝い申し上げますとともに、これからも健やかに日常生活を送っていただきたいと願うところであります。

なお、敬老会につきましては、本年度も皆様の健康と安全を第一に考え、開催を中止しましたが、今月18日の敬老の日に、私から「お祝いのメッセージ」をケーブルテレビでお伝えさせていただきます。

次に、高齢者福祉基本計画についてであります。

本町における今後の持続可能な福祉サービスにつきましては、これまで「高齢者福祉

「グランドデザイン」という名称で検討を進めておりましたが、町民の皆様により分かりやすくお伝えするため、この度「高齢者福祉基本計画」という名称に変更しております。

これに伴い、高齢者福祉事業が将来にわたって持続可能な事業運営を維持することができ、最期まで住み慣れた地域で生活できる「地域包括医療ケアの推進」を図るための検討委員会を新たに設置しました。

この検討に必要な委託経費等について、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、病院事業の運営についてであります。

昨年度は、町内でも多くの方がコロナウイルスの陽性となり、発熱者などへの外来対応や高齢者福祉施設でのクラスター発生の際の病院職員による支援など、コロナウイルスへの対応に追われた病院運営であったと思っております。

その中であっても、通常診療を維持するため感染対策を講じながら職員一丸となって地域医療の確保に努めてきたところであります。

昨年度の決算につきましては、入院収益、外来収益ともに増収となりましたが、コロナウイルス関連の補助金などの収入が減少し、一方で職員採用などによる費用が増加したことから、純損益では、前年比5千2百万円余の減収となる、3百万円余の赤字を計上することとなりました。

この決算においても、ワクチン接種、補助金といったコロナ関連収益による特殊事情により赤字額が抑えられている状況にあり、入院、外来収益といった経営の基本部分での収益確保に、改めて取り組んでいく必要があります。

昨年度策定しました「飯南病院経営強化プラン」を実践し、地域に必要な医療を持続的に提供できるよう、適正な病院運営と健全経営に取り組んでまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、災害時における支援に関する協定についてであります。

7月10日に、株式会社アクティオと「災害時における資機材のレンタルに関する協定」を締結いたしました。

同社は、全国に400以上のネットワーク拠点があり、これまでも国内の大規模災害において、災害時に必要な資機材を安定的に供給されており、災害時における支援について十分な経験を積まれております。

この度の協定により、町内で大規模災害の発生時や発生する恐れがある際には、発電機や冷暖房機器、簡易トイレ、場合によっては重機などの資機材を、レンタルによりいち早く供給いただけることとなりました。有事の際には、避難所や福祉施設などの生活環境の向上につながり、心強く思うところであります。

次に、大雨による災害についてであります。

本年も、梅雨入り後の出水期において、近年多発する豪雨に見舞われることはありませんでしたが、6月下旬から7月上旬の大雨により、道路や河川、農地、農業用施設などに、総額8千万円を越す被害が発生しました。

被災した箇所につきましては、補助事業に採択されるよう手続きを進め、早期復旧に努めてまいります。

令和3年度に発生した豪雨による災害復旧の進捗状況につきましては、先月末時点で農地、農業用施設、道路については概ね完了していますが、河川災害は70%、林道災害は20%に留まっており、年度内の完成に向け鋭意取り組んでまいります。

令和4年度災害につきましても、河川や道路など、残る4箇所の復旧に努めてまいります。

改めて、復旧工事に鋭意ご努力いただいております建設業者の皆様に感謝申し上げます。

次に、道路、河川の愛護活動に関する表彰についてであります。

島根県では、地域の道路、河川などの公共土木施設をきれいにし、大切に作る心を育てるとともに、愛護活動のさらなる活性化を図るため、「みんなで守り育てるしまねの道と川の愛護活動表彰」を行われており、公共土木施設における愛護活動に功績があった個人又は団体を部門ごとに表彰されています。

本年度の表彰において、角井地区の「万場二組(まんばにくみ)」が角井川2km(両岸)の草刈りを10年近く続けられている活動が評価され、先月18日に団体表彰を受けられました。

お慶びを申し上げますとともに、今後も継続されますことを期待いたします。

次に、次期ごみ処理施設整備についてであります。

7月4日に、雲南市、奥出雲町及び本町の3市町で不燃ごみも含めた「次期一般廃棄物処理施設整備に係る基本合意書」を締結しました。

今後は、処理方式や分別方法などの検討を行うとともに、建設用地の選定に向け検討委員会を設置して、具体的な建設計画の策定を進めてまいります。

次に、令和4年度一般会計決算についてであります。

一般会計の決算につきましては、国の経済対策も含めた臨時的な措置があったことや、災害による特別な事情で、地方交付税が過去10年で最も多い、43億1千1百万円余(対前年4千9百万円増)の交付額となりました。

こうしたことから、実質収支は9千8百万円余となりました。

また、町債残高は102億8千5百万円余と前年から6億4千1百万円余減少しており、引き続き、町債の繰り上げ償還にも努め、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和5年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、まちづくり基金積立に1億1千7百万円余、い〜にゃん Pay ポイント

付与・ガソリンスタンド支援など商業活性化支援に1千9百万円余、道の駅頓原周辺エリア整備の測量調査・設計業務に1千7百万円余など、総額3億円余を計上しております。

今回提案いたします議案は、令和4年度飯南町各会計の決算認定1件、財政健全化法に基づく健全化判断比率など報告案件2件、専決処分の承認を求める、承認案件1件、条例関係4件、その他議決を要する案件2件、令和5年度飯南町一般会計補正予算(第4号)など、予算関係7件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（早樋 徹雄）** ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で10時15分といたします。

**午前9時56分休憩**

.....  
**午前10時15分再開**

---

### **日程第6 提案理由の詳細説明**

**○議長（早樋 徹雄）** 本会議を再開いたします。

日程第6、提案理由の詳細説明に入ります。

認定第1号、令和4年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

**○会計管理者（高木 ゆかり）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 高木会計管理者。

**○会計管理者（高木 ゆかり）** 番外。認定第1号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度飯南町の下記会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記。

- 1 令和4年度飯南町一般会計歳入歳出決算。
- 1 令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和4年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和4年度飯南町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算。

- 1 令和4年度飯南町病院事業会計決算。
- 1 令和4年度飯南町簡易水道事業会計決算。
- 1 令和4年度飯南町下水道事業会計決算。

令和5年9月11日 提出 飯南町長。

次のページから表紙が2枚続いておりますので2枚めくっていただいて1ページをお願いいたします。令和4年度歳入歳出決算総括表です。会計ごとに、収入済額、支出済額、歳入歳出差引額について読み上げます。

一般会計。歳入。収入済額85億6,081万3,096円。歳出。支出済額83億392万9,781円。歳入歳出差引額2億5,688万3,315円。

国民健康保険事業特別会計。収入済額6億1,687万8,851円。支出済額6億1,205万2,298円。歳入歳出差引額482万6,553円。

後期高齢者医療事業特別会計。収入済額1億8,138万4,859円。支出済額1億8,109万7,905円。歳入歳出差引額28万6,954円。

介護保険サービス事業特別会計。収入済額3,928万1,984円。支出済額3,239万3,309円。歳入歳出差引額688万8,675円です。

次のページに公営企業会計決算報告書表紙がありますが、めくっていただいて、2ページをお願いいたします。病院事業決算報告書です。

1. 収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、病院事業収益。決算額10億9,113万940円。内容につきましては第1項から第3項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、病院事業費用。決算額10億9,165万9,110円。内容につきましては第1項から第3項に記載をしております。なお、当年度純損失は306万5,460円となっております。

次のページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。

第1款、資本的収入。決算額1億159万1,000円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額1億5,647万6,027円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。

この収入と支出の不足につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。簡易水道事業決算報告書です。収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。

収入。第1款、簡易水道事業収益。決算額2億3,586万225円。内容につきましては第1項から第2項に掲載をしております。

続いて支出です。第1款、簡易水道事業費用。決算額2億6,315万3,555円。内容につきましては第1項から第4項に記載をしております。なお、当年度純利益はマイナス3,040万2,575円となっております。

次のページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入。決算額9,281万9,159円。内容につきましては第1項から第5項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額1億2,319万806円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。この収入と支出の不足額につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

6ページをお願いします。下水道事業決算報告書です。

1. 収益的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、下水道事業収益。決算額2億7,437万5,885円。内容につきましては第1項から第2項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、下水道事業費用。決算額3億32万9,799円。内容につきましては第1項から第4項に記載をしております。なお、当年度純利益はマイナス2,427万5,573円となっております。

次のページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出です。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入。決算額1億7,005万4,800円。内容につきましてはその下の第1項から第5項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出。決算額2億1,606万5,318円。内容は第1項から第2項に記載をしております。この収入と支出の不足額につきましては、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

以上が、令和4年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の状況でございます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。

続きまして、8ページをご覧ください。ここからは、令和4年度飯南町各会計決算の概要について説明します。

はじめに、1. 決算規模についてでございます。

病院ほか事業会計を除く決算総額は、歳出総額で前年比97.4%、2億4,500万円減の91億2,900万円でした。

令和2年、3年とコロナ対策、経済対策、また災害復旧などで予算規模が大きくなって

おりましたが、徐々に日常を取り戻すように予算規模も減少傾向にあるところで、予算ピークでありました令和2年度と比べると、その規模は総額約10億減少しております。

ただ、減少しましたといいますが、引き続いての経済対策や、物価高騰対策などを行っておりますので、91億の規模も大変大きなものとなっております。

その下病院事業会計です。3条で増額、4条は減額決算ではありますが、こちらもコロナ対策の補助金などの減少によりまして、これまでは2年連続の黒字決算でしたが、令和4年度については、300万余の僅かな赤字決算でありました。3条、4条ともに主たる増減理由は、ご覧のとおりであります。

次に、簡易水道事業会計ですが、3条会計の歳出が対前年約10%と大きくなっておりますが、これは、佐見水道施設整備の減価償却が純増として上がってきたものであり、これらの要因で3千万円余の赤字決算であります。

めくっていただきまして9ページです。下水道事業会計ですが、こちらのほう、3条の一般会計補助金を、性質上の振替で4条へ持っていったため、前年度と比較すると、3条4条ともに歳入のほうで大きく変動しております。決算としては2,400万円余の赤字決算となっております。

続きまして、一般会計の決算状況についてです。

冒頭でも述べましたように、令和2年度をピークに減少傾向にありまして、決算総額では、歳入で2億5,400万円減の85億6,100万円です。歳出で2億7,300万円減の83億400万円。いずれも対前年比、約3%から4%の減です。

次に、歳入の状況につきまして、主な増減理由を説明します。

はじめに、自主財源、町税ですが、法人、固定、若干の減額が見られますが、ほぼ前年並みとなっております。

次に、真ん中どころです。令和4年度決算のいちばんのポイントでもありますが、地方交付税の安定推移です。令和3年度決算時にも過去10年で最も多い交付額と説明いたしましたが、その額をさらに上回る交付額で普通交付税と特別交付税合わせて、前年5千万円の増となる総額43億1,200万円でした。

昨年は交付税を原資に、繰上げ償還やまちづくりなどの基金へ積み増しを行ったところですが、令和4年は、災害の施越財源1億円強の充当、あるいは、繰上償還2.5億円の財源としております。こうした交付税の安定交付で歳入に占める交付税の割合は、半分を超す51%となっております。

ただ、平常が戻りつつある中で、今後は、交付税においても平年化されるという見通しもあります。過度の期待を持たず歳出抑制を図りたいと考えております。

隣のページでございます。国県支出金でございます。僅かに増額ではありますけども、特徴的なのは、コロナ対策の補助金が減少しているところです。

逆に上から3行目、災害関係の補助金が約3億増えている、そうした影響で全体的には

増額となっているところです。歳入に占める補助金の割合は22%と大きくなっておりません。

次に一つ飛んで寄附金ですが、ふるさと応援寄附金が減少する一方で、企業版ふるさと納税に新たに取組み、ありがたい成果としてあらわれております。

次の繰入金ですが、1.5億円余りの増額となっておりますが、先ほど申し上げましたように、交付税の増額に合わせて、前年度積立てた減債基金を活用しながら、繰上償還を積極的に行ったための増額となっております。

次に、11ページでございます。町債です。5億以上の減額となっておりますが、大きなものとしましては、上から10番目、都加賀のクリーンセンター改修関係の清掃施設整備事業債1億800万円。

そして真ん中どころ、少し下の県営赤名団地取得に際しての公営住宅建設事業債1億8,700万円があります。これは反動減となっております。

次に、災害復旧を優先することによりまして、道路事業債の減額、下3行の災害復旧債の減額がございまして、昨年度の12億という町債の額も抑制した起債額ではありましたが、それをさらに減額としたところで、財政運営の視点から見れば理想的な起債額となっているのではないかというふうにも考えております。

地方交付税の安定性ととも不起債額の減額が、歳入における本決算の大きなポイントであります。

隣のページです。12ページ。次に、歳出の目的別について主な増減理由を説明いたします。

はじめに総務費ですが、1億7千万円余の減額となっております。それぞれ各項目の増減はありますが、下段のほうの、各基金積立金、下から8行目ぐらいですかね。先ほども申し上げましたけども、交付税の増額によりまして、減債基金に約1.5億、まちづくりへ4千万円と、積み増しを行っているところであります。

4年度については、積極的に繰上償還を行ったところで、積立て額の減少が主たる原因となっております。

続く民生費ですが、歳出に占める割合が16%と、2番目に大きい費目となっております。コロナ支援事業の減などもあります。変わって物価高騰対策の事業があるなどして前年ほぼ同額決算であります。

衛生費につきましては、1億以上減額となっておりますが、ごみ収集車整備に対する、事務組合負担金の1億の皆減が主たる要因です。

めくっていただきまして、13ページ、農林水産業費です。1億2千万円の増額となっておりますが、真ん中どころにあります物価高騰対策による畜産や和牛農家に対する支援の増。あるいは下段のほうですが、木質バイオマスストックヤード整備を行った事業、これで5,300万円が主な要因となっております。

続いて商工費ですが、上から2行目の元気回復券事業、こういったものを含まず商業活性化重点支援事業の反動減などにより、僅かばかりの減額となっております。

次の土木費ですが、2億2千万円余の減額となりました。これは先ほども歳入町債のところで述べましたが、災害復旧事業債、災害復旧事業を優先としまして、道路事業を抑制したことによるもの。あるいは、1番下の県営赤名団地の取得事業1.8億が完了したことによるものです。

隣のページです。消防費。来島の防災センター整備事業の完了などにより、2,800万円の減となっております。

その下、教育費については、真ん中どころ学校体育館LED整備の小学校防災機能強化事業などによりまして、3,600万円の増額となっております。

続く、災害復旧費は2年目の復旧事業ですが、ほぼ横ばいで、現在も復旧作業を進めているところです。

最後ですが、公債費。こちらが歳出比率で16%と占める、1番多くを占めるものでございます。先ほども申し上げましたように、4年度につきましては、起債額の抑制に合わせて、繰上償還を積極的に行い、元金利子合わせ、近年にはない2億6千万円を繰上げ償還しているところです。

次に、3. 財政指標の状況についてです。経常収支比率、目標は90%以下ではありませんが、対前年4.2%増の96.7%となりました。ここ2年連続で減少しておりましたけども、光熱水費も含めた物件費の増、あるいは維持費、人件費、公債費の増が要因となり、上昇したところです。

一方、地方債現在高比率は、これまでの大規模事業による、起債発行額の増加によりまして、数値は上昇し続けてきましたが、例年以上の起債事業の抑制や、先ほども申し上げました繰上げ償還が功を奏し、2年連続して減少し、目標の250%を切る対前年12.3ポイント減の234.2%と大きく減少いたしました。引き続き、繰上げ償還を確実に行うこと、そして起債事業の抑制、これが大きなポイントと考えております。

次に、4. 財政健全化法に定める各種指標についてです。後ほど報告第8号でも説明いたしますが、一般会計のみの実質赤字比率、特別会計も含めた連結実質赤字比率はいずれも黒字決算であり、該当はなく、参考の数字は黒字数値でございます。

そして実質公債比率、将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、実質公債比率については、2年連続して10%を切る9.3%、将来負担比率も2年連続減少の44.9%となっております。起債繰り返しになりますが、起債額の減少、そして償還額の増が大きな要因となっております。

それぞれの数値は非常に安定しているように見えますけども、国のコロナ対策、あるいは経済対策なども含めまして、これ一過性のものでもございます。

今後も安定した指標で推移させるためには、繰り返しとなりますけども、町債の抑制と

繰上償還が何より必要であるというふうと考えております。

以下、公営企業の資金不足比率につきましては、病院事業会計以下、それぞれの会計において、財政健全化法上の資金不足額は発生しておりません。

次に、未収金についてです。めくっていただきまして、15 ページ、横の表になります。表のちょうど真ん中のところに、薄い青色のセルがあります。真ん中の一般会計の合計の、未収額の欄、3,157 万 4,640 円となっております。

昨年度に比べまして、1 番右端のほうに差が出ておりますが、179 万 5,032 円増加しておりますが、徴収率としてはマイナス 0.3 ポイントと横ばいになっております。

コロナ禍においてもそれぞれの徴収担当課で努力をしているところでありまして、町税をはじめとして徴収率もほぼ横ばいで、前年と同じような推移をしていると総括しているところです。

令和 4 年度末における、本町全体の未収額としては、1 番下の行ですね。真ん中の 1 番下の行、右下のほうですけども、右下見ていただきますと、前年より 362 万 4,307 円増加しまして、年度末の未収額は真ん中のところですね。5,358 万 8,162 円となったところです。引き続きまして組織としての徴収に努めまして、滞納対策会議等で情報を共有し、効果のある滞納整理を行うなど、徴収率を向上してまいります。

続きまして、決算報告書のほうをご覧ください。続いて決算審査意見書の次に、横長の資料があろうかと思えます。報告書ですが、こういった表ですが、ありますでしょうか。

この報告書の 1 ページ総括から、4 ページ、厚生費までは、先ほど説明いただきました内容と重複しますので今回は省略をいたします。

が、4 ページをちょっと開いていただきまして、4 ページの右側 (3) の構成比をご覧ください。それぞれの性質別決算額の構成比ですが、右端から一つ前の列、増減率が特に大きなものとしまして、上から 4 行目になりますが、28.1% 増の維持補修費。これは除雪や河川浄化、あるいは学校の維持補修費などが増加したことによるものです。

その下の公債費、12.1% の増と、7 の積立金のマイナス 70.4% は、先ほど述べましたように、繰上げ償還にシフトしたことによる増と減でございます。

下の 5 ページ、国保会計の決算状況からですね、以降、6 ページから 13 ページまで同様に、後期高齢者、介護保険、病院、簡水、下水についてそれぞれ掲載しておりますので、またご確認をいただきたいと思えます。

めくってですね 14 ページから、ちょっと字が小さいですけども、14 ページから 23 ページまでは、100 万円以上の費目ごとの主要事業、205 事業の概要とその財源内訳を掲載しております。

ちなみに例年この事業数は、100 から 120 前後ですけども、コロナ対策、物価高騰対策が主たる影響で令和 3 年度に引き続き、例年よりも倍近い事業が続いている状況にも

あります。

めくっていただきまして、24 ページです。10 万円以上の主な扶助費・補助金。こちら  
も例年は 80 事業前後ですが、ここに載せているのが 114 事業あり、その一覧でございま  
す。

その下 25 ページですが、右側のほうですね。15. 10 万円以上の主な分担金負担金 42  
事業。

めくっていただきまして、26 ページの下段になりますが、左のほう、左下のほうです。

16. 一組等の負担金ですけども、これ 10 事業、総額 5 億 1,000 万あります。

近年このウエイトが大きくなっておりまして、補助費全体約 18.5 億のうち 3 割近くを占  
めるほどになっております。

隣の 17. 繰出金、18. 貸付金の主な調書を載せておりますので、それぞれご確認ください。  
さい。

下のページです。27 ページ。財産に関する調書ですが、表の右側、建物の 4 年度中の  
増減、主なものについて説明をいたします。

真ん中どころですね、公営住宅で、八神の定住賃貸住宅の建設によりまして、217 平  
米増えております。

その下、その他。施設の土地で、固定資産台帳修正分とありますけども、毎年、公会  
計の性質上、台帳整備をしております、その中で修正をかけるもので、下のほうの、  
その他財産から、その他施設財産へ育苗センターの土地を 5,288 平米移動したものであ  
ります。

その他、赤名米倉庫の解体や三日市の消防車庫の解体などがありました。

これらの増減によりまして、1 番下、合計の右端ですが、4 年度末建物の現在高は、405  
平米増の 9 万 8,200 平米。土地については、左側です。増減なく、年度末残高 1,646 万  
8,000 平米余りとなりました。

以下 (2) 地上権、(3) 有価証券、(4) 出資による権利については、増減がありま  
せん。

めくっていただきまして、28 ページ。2. 物品ですが、公用車です。

普通乗用車や真ん中どころの乗合自動車、いわゆるマイクロバスなどが減少しておりま  
して、除雪車など特殊車両の増はありますが、総台数の合計は、全体で 152 台となっ  
ております。

隣の 3. 債権。貸付金ですが、増減はご覧のとおりですが 4 年度末現在高は、7,400  
万円余となっております。

続いて、4. 基金です。令和 4 年度中の基金の増減についてはご覧のとおりですが、  
前段の歳出構成比部分でご説明しましたように、令和 4 年度については繰上償還をこれ  
までより 1 億上乗せして 2.6 億実施しております。その財源として交付税と上から 2 行

目の減債基金を充てております。

その他、森林環境譲与税の基金につきましては、積極的に事業での活用を図ったことから、基金残高はゼロとなっております。

そうしたことによりまして、計の欄、基金全体としては、1億5,900万余り減の4年度末基金現在高は37億8,100万余となっております。

その他、基金残高37億円余りのうち、現在20億円で債券運用を行っております。令和4年度は、年間約1,700万円の運用益を目指しております。

ただ、債券運用も、基金残高、あるいは金融情勢を勘案しながら、今後運用してまいりたいと考えております。

下のページです。29ページ以降からめくって末尾31ページは、財政の決算統計資料を参考としてつけておりますが、款別、あるいは性質別の構成比などこれまでの説明と重複しますので説明は省略します。

なお、それぞれの詳細につきましては、別冊の各会計の決算書にてご確認いただきますようお願いいたします。以上で、認定第1号の説明を終わります。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して、令和4年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見が提出されております。

審査意見について監査委員の説明を求めます。那須照男代表監査委員。

**○代表監査委員（那須 照男）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 那須代表監査委員。

**○代表監査委員（那須 照男）** 番外。

そういたしますと、お手元に一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見書を配付しておりますので、朗読して決算審査報告といたしたいと思っております。

.....  
飯 監 第 9 号

令和5年8月29日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和4年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び  
各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 4 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算書及び各公営企業会計決算書、その他政令で定める書類、並びに令和 4 年度基金運用状況について、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し審査した結果、次のとおり意見を付す。

## 1. 審査の概要について

### (1) 審査の対象

- ・令和 4 年度飯南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・令和 4 年度各公営企業会計決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・基金の運用状況に関する調書類

### (2) 審査の期間

令和 5 年 7 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで

### (3) 審査の手続き

町長から提出された令和 4 年度飯南町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書等について審査した。

各公営企業会計については令和 4 年度決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等について審査した。

基金の運用状況については運用状況に関する調書等を審査した。

審査に付された各会計の計数に誤りはないか、財産運用は健全か、財産管理は適切か、また予算執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、現地確認を行う等の審査の手続きをした。

## 2. 審査の結果

一般会計、各特別会計、各公営企業会計のすべてにおいて計数に誤りはなく、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており適正であると認めた。

基金の運用状況に関する調書の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めた。

## 3. 審査意見

一般会計、各特別会計。

令和 4 年度の普通会計決算額（一般会計）は、歳入総額 85 億 6,100 万円、歳出総額 83 億 400 万円、歳入歳出差引額 2 億 5,700 万円、実質収支 9,900 万円の黒字決算となっている。

歳入については、地方交付税、国県支出金、基金繰入金の合計が、2 億 7,200 万円余の増額となったが、町債の発行額が 5 億 2,700 万円の大幅な減額となったため、歳入総

額は前年度に比し 2 億 5,400 万円余の減額となっている。

歳出については、農林水産業費、教育費、公債費において増額となっているが、その他は大幅な減額となり、歳出総額は前年度に比し 2 億 7,300 万円の減額となっている。

国民健康保険事業特別会計他 2 特別会計については、実質収支額は黒字決算となっている。

公債費については、令和 4 年度は町債の償還、繰上償還を合わせ 13 億 5 千万円余の償還を実施し、更に町債発行額を大幅に抑制したため、町債残高が前年度より 6 億 4,100 万円余の減額となっている。

平成 27 年度から連続して増加していた町債残高が減少に転じ、その額が 102 億 8,500 万円余となり、町が定めた目標値 100 億円以下に近づいている。

経常収支比率は前年度より 4.2 ポイント上昇しており、また単年度実質公債費比率は 10.09% となり前年度より上昇したが、3 カ年平均の実質公債費比率は前年度より 0.1 ポイント低下し 9.3% となっている。

実質公債費比率の将来推計によると、今後上昇傾向が予測されており引き続き繰上償還を実施するとともに、町債発行の抑制が不可欠である。

徹底した経費の削減に努めるとともに、次期総合振興計画の策定に合わせて事業の優先度や効果を見極め、事業費の抑制を図りながら慎重な財政運営に努められたい。

次に、個別にうつります。

#### (1) 翌年度繰越額について

令和 4 年度から令和 5 年度への繰越額は、明許繰越、事故繰越を合わせ 15 億 9,400 万円余で、令和 3 年度から令和 4 年度への繰越額より 3 億 9,300 万円余の増額となっている。

2 カ年連続での 10 億円を超える繰越額となり、特に令和 3 年度から令和 4 年度に繰越した乳用牛生産振興事業が全額事故繰越となっており、その上、令和 4 年度事業 4 億 7,300 万円余も次年度への繰越となっている。

令和 3 年の豪雨災害による災害復旧費においても、事故繰越額 1 億 2,300 万円余、明許繰越額が 4 億 6,400 万円余計上されている。

2 カ年連続での大規模な繰越は他の事業にも大きな影響を及ぼしかねないので、徹底した進捗管理のもと年度内完成を図ること。

#### (2) 公共施設について

公共施設の老朽化が進んでおり、維持管理費が年々増加傾向にある。公共施設等総合管理計画に基づきこれらの施設の集約化、廃止、譲渡が検討されているが、早期に具体的な進行を図り、維持管理費の低減につなげられたい。

次に、病院事業会計。

令和4年度の医業収益は入院収益、外来収益ともに昨年に比し増収となったが、その他医業収益、医業外収益においてコロナ関連交付金等の終了により減収となった。

一方、医業費用は医師、看護師の体制確保を図ったことから人件費が大幅に増加したため、令和4年度の収益的収支は純損失3百万円余となり、3年ぶりの赤字決算となった。

医業収益は前年度から増加したものの、病床利用率は目標としている70%に達しておらず、今後は策定された病院経営強化プランに基づき、病床利用率の改善と医業費用の削減に取り組み、健全な病院経営に努められたい。

次に、簡易水道事業会計。

令和4年度は純損失3千万円余を計上し赤字決算となった。

人口減少にともない給水収益が減少するなか、佐見地区営農飲雑用水施設の減価償却費の増加等が赤字化の要因である。

料金水準の妥当性を示す料金回収率は60.74%で、前年度比0.49ポイント上昇したが必要経費を給水収入で賄える状況にはない。

今後も厳しい経営状況が続くと見込まれるだけに、徹底した経費削減に取り組み料金回収率の改善に努められたい。

一方で管路の老朽化が進行しており、耐用年数である40年を経過した管路が全体の60%を超えている。長期間・広範囲にわたる断水といった重大事故に至らぬよう「飯南町簡易水道事業経営戦略（平成29年度～平成38年度）」を早急に見直し、具体的措置を講ぜられたい。

次に、下水道事業会計。

令和4年度は純損失2,400万円余の赤字決算となった。

公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水事業とも経費回収率は前年度より上昇しているが、必要経費を使用料で賄える状況にはない。

徹底した経費の削減に努め、経費回収率の向上に努められたい。

農業集落排水は施設の老朽化が進み、施設の更新が計画されているが、多額の企業債残高を抱えているので、起債を抑える財源の確保に努められたい。

次に、基金の運用状況。

飯南町の令和4年度末の基金残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金、その他基金を合わせ37億8,100万円余であり、昨年度から1億6千万円の減額となった。

令和4年度は、減債基金、特定目的基金において事業に充当するため2億5,700万円余の取り崩しを行っているが、一方で9,700万円余を積み立てている。

この基金は一括運用とし、35億7,400万円余を債券、定期預金で運用し、令和4年度も1,900万円余の運用益を得ている。

飯南町中期財政計画によると、今後、基金の取り崩しは避けがたく現在の20億円に上

る債券運用が妥当か、また継続可能なのか、金融状況等を考慮し慎重に判断されたい。  
以上、意見を付して審査の結果を報告する。  
以上で決算審査報告といたします。

○議長（早樋 徹雄） 以上で説明を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は 11 時 15 分といたします。

#### 午前 11 時 06 分休憩

#### 午前 11 時 15 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

報告第 8 号、令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。報告第 8 について説明します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度の健全化判断比率及び資金不足比率について別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 11 日 提出、飯南町長。

次のページです。令和 4 年度決算健全化判断比率です。一般会計のみの実質赤字比率、特別会計も含めました連結実質赤字比率、ともに黒字決算のため該当はありません。実質公債費比率につきましては、健全化基準が 25% であります。2 年連続 10% をきる 9.3%。将来負担比率は、早期健全化基準 350% のところ、昨年度と比べ 0.6 ポイント減少し、44.9% です。

下段の表、令和 4 年度決算、資金不足比率です。病院事業会計以下各事業会計につきましては、いずれも資金不足はありません。

めくって 2 ページ以降は、財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見書を添付しております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で説明理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して令和 4 年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見が提出されております。審査意見について、監査委員の説明を求めます。

那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

それでは財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について述べます。

飯 監 第 10 号

令和 5 年 8 月 29 日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和 4 年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査したので次のとおり意見書を提出する。

令和 4 年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 令和 4 年度 実質赤字比率  
連結実質赤字比率  
実質公債費比率  
将来負担比率

- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。下記に比率を記載しておりますが、いずれも早期健全化基準を下回っております。実質公債費比率は 9.3%。将来負担比率は 44.9%で、早期健全化基準を大きく下回っております。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和 4 年度は実質赤字額がないことから、実質赤字比率も算定されていない。今後も引き続き実質赤字を生じない財政運営を求める。

②連結実質赤字比率について

令和4年度は連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率も算定されていない。今後も引き続き連結実質赤字を生じない財政運営を求める。

### ③実質公債費比率について

単年度の実質公債費比率は令和3年度に比し0.68ポイント上昇したものの、令和4年度（3カ年平均）の実質公債費比率は9.3%となっており、前年度と比し0.1ポイント低下している。

早期健全化基準、健全団体とされる基準も下回っているが引き続き財政健全化に努めること。

### ④将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は44.9%で、前年度と比し0.6ポイント低下しており、平成19年度以降、最も低い数値となっている。

町債残高が平成26年度以来、8年ぶりに減少に転じ、総額102億8,500万円余となったものの、町が定めた目標である100億円を上回った状態となっている。

### (3) 是正改善を要する事項

中期財政計画見直し後の推計によると、実質公債費比率は今後上昇傾向にあり、令和8年度には単年度実質公債費比率が17.9%、3カ年平均は15.2%になると予測されている。

町債の発行に制限のかかる18%超えは回避できる予測だが、繰上げ償還の実施と町債発行の抑制がなされなければ、この水準を維持できない。

徹底した経費の削減に努めるとともに、優先度や事業効果を見極め、事業の抑制を図りながら慎重な財政運営に努めること。

次に、

## 令和4年度公営企業会計経営健全化審査意見書

### 1. 審査の対象

#### (1) 算定対象会計

病院事業会計

簡易水道事業会計

下水道事業会計

#### (2) 令和4年度 資金不足比率

#### (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2. 審査の概要

この公営企業経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

下記の表に令和4年度の資金不足比率の値が記載してありますが、いずれも資金不足比率はありませんでした。

(2) 個別意見

令和4年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率は、いずれの会計とも他会計からの補助金が投入されているため資金不足額がなく、資金不足比率も算定されていない。今後とも経費の徹底した節減を図り経営の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率については、算定されていないものの、3会計とも他会計補助金に依存せず経営できる状況にはない。3会計とも多額の企業債償還残高を抱えており、この残高削減が今後の経営状況を大きく左右するものであり、繰上償還を含めた償還計画の見直しが喫緊の課題である。

次に、病院事業会計。

将来負担を軽減するため繰上償還の実施を検討されたい。

次に、簡易水道事業会計。

水道管路の半数以上が耐用年数の40年を経過しており、近年、特に漏水が頻発しており、管路の早期更新が必要である。経営指標からみても、健全経営を維持しながらの施設更新は、長期にわたることとなる。早急に経営戦略の見直しを図り、企業債償還計画とあわせた整備計画を作成すべきである。

次に、下水道事業会計。

公共下水道は、供用開始から15年以上経過しているものの、直ちに施設の更新が必要という段階に至ってはいない。

農業集落排水は供用開始から25年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる。今後は、いずれの施設も老朽化が進行するので、施設の維持管理費用の大幅増、多額の施設更新費用が見込まれる。

簡易水道事業と同様に、早急に経営戦略の見直しを図り、企業債償還計画と合わせた整備計画を作成すべきである。

.....

以上、普通会計の財政健全化審査意見、及び公営企業会計経営健全化審査意見の報告を終わります。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、説明を終わります。

次に、報告第9号、令和4年度飯南町下水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。そうしますと報告第9号について説明いたします。

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和4年度飯南町下水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので報告する。令和5年9月11日提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。下水道事業会計継続費の精算報告書です。

事業名は、農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務でした。真ん中どころに実績値をのせております。実績値は、支払義務発生額495万円。財源の内訳は、補助金が490万円。損益勘定留保資金を5万円とし、実績をしております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飯南町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第6号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求め。

記。（処分事項）令和5年度飯南町一般会計補正予算（第3号）について。

処分年月日、令和5年8月10日。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第6号について説明します。

令和5年度飯南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,479万円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月10日 専決。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ、第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。

款、繰越金。既決額に610万円を追加し、1,110万円。

歳入合計。既決額に610万円を追加し、74億3,479万円。

続いて歳出。

款、災害復旧費。既決額に610万円を追加し、8,170万円。

歳出合計。既決額に 610 万円を追加し、74 億 3,479 万円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。

続いて、事項別明細書です。4 ページ、1. 総括です。歳入は説明を省略しまして、歳出の補正額の財源内訳です。右下の方です。本補正の財源 610 万円はすべて一般財源です。

ページをめくっていただきまして、5 ページ、歳入です。款、項、繰越金、目、前年度繰越金。今回の補正はすべて繰越金を充てております。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。続いて歳出について説明します。予算書 6 ページです。

款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農林水産業施設災害復旧費。農林水産業施設災害復旧応急復旧につきましては、6 月 28 日から 7 月 1 日の大雨による災害の測量設計書作成業務委託料の増額です。

続いて、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費。公共土木施設災害復旧応急復旧につきましては、7 月 7 日から 11 日の大雨による災害の土砂撤去等応急復旧費及び測量設計書作成業務委託料の増です。承認第 6 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 44 号、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第 44 号について説明します。

特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 11 日提出。飯南町長。

ページをおめくりください。改め文となりますが説明はめくっていただきまして 2 ページ、説明資料にて行います。

はじめに、提案理由ですが、飯南町職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業手当の特例を廃止するとともに、今後、新型インフル

エンザ等に該当する新型コロナウイルス感染症の変異株などにより生じた事態や、その他の新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するため、臨機に対応するため、職員の特務手当の特例について必要な事項を定めるものです。

その概要ですけれども、まず、支給対象業務ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置されたもの。いわゆる、特定新型インフルエンザ等から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、具体的には規則で定めます。

(2)の手当ですが、1日につき4,000円を超えない範囲で、防疫等作業手当として支給します。これはコロナで支給していた手当の上限額と同額でございます。

(3)ですが、この新たな条例を制定することに伴いまして、これまで新型コロナに対処するために適用していた条例は廃止します。

3. 施行期日ですが、新型コロナ対応に関する県の補助事業が9月末に終了することから、この新たな条例の施行は令和5年10月1日としたいと考えております。

説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第45号、飯南町災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○副町長（奥田 弘樹）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 奥田副町長。

**○副町長（奥田 弘樹）** 番外。続いて、議案第45号について説明します。

飯南町災害派遣手当等に関する条例（平成25年飯南町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月11日提出。飯南町長。

ページをおめくりください。説明はめくっていただきまして、2ページ。説明資料にて行います。

はじめに提案理由ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正によりまして、条文が整理されたことに伴い所要の改正を行うものです。

その概要ですけれども、法律の条改正に伴う条例改正と手当名称の変更です。

施行期日につきましては、公布の日とします。

3ページは、新旧対照表となっておりますのでご覧ください。説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第46号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○建設課長（森山 篤）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 46 号について説明します。

飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 141 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 11 日提出。飯南町長。

1 ページに改正文をつけておりますが、朗読は省略し、2 ページの説明資料で説明します。

まず提案理由ですが、町営住宅の解体に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正条例の概要は、別表中の「上市第 3 団地」を削除するものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日としております。

3 ページ以降、新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 47 号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 47 号について説明します。

飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例（平成 21 年飯南町条例第 16 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 11 日 提出。飯南町長。

次のページに制定文をつけておりますが、読み上げは省略します。2 ページ、説明資料をご覧ください。

提案理由です。野萱第 1 住宅の契約解除に伴い、条例を廃止するものです。

2 つ目、廃止条例の概要です。野萱第 1 住宅の契約を解除をする予定でありまして、同物件の契約解除に伴い、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置を終了するため、この条例を廃止するものです。

3 番目、施行期日は、規則で定める日としておりますが、予定では来月 10 月中には、全ての手続きを終了して廃止をしたいというふうに予定しております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 48 号、雲南市・飯南町事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。議案第 48 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、雲南市・飯南町事務組合理約（平成 16 年雲南市・飯南町事務組合理約第 1 号）の一部を別紙のとおり変更する

ことについて、議会の議決を求める。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

次のページに改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、2ページの説明資料にて説明します。

まず1つ目、提案理由です。ごみ処理施設に係る調査研究事務の終了と、旧出雲エネルギーセンターに係る負担金、これは施設解体費用等になります。これの負担割合規定のために必要な改正を行うものです。

2つ目、変更内容です。3つありまして1つ目が、奥出雲町からの一般廃棄物処理施設に係る、調査研究に係る事務委託の終了に伴う規定の削除。第4条第2項関係です。それから2つ目が、雲南市飯南町事務事務組合における施設整備に係る調査研究事務の終了に伴う規定の削除、第14条第5号の関係です。

3つ目が、旧出雲エネルギーセンターに係る負担金の負担割合の規定の追加です。第14条第6号の関係です。

なお、旧出雲エネルギーセンターに係る負担金については、稼働時と同じ割合を適用するよう定めております。

3つ目、施行期日は公布の日としておりますが、第14条第6号の出雲エネルギーセンターに係る負担金については、令和4年の4月1日の適用としております。

3ページから新旧対照表をつけておりますがご確認ください。説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第49号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による一般廃棄物（ごみ）の処理施設に係る調査及び研究に関する事務委託の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

**○住民課長（永井 あけみ）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 永井住民課長。

**○住民課長（永井 あけみ）** 番外。議案第49号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和5年10月30日をもって、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による一般廃棄物（ごみ）の処理施設に係る調査及び研究に関する事務委託を廃止することに伴い協議したいので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

次のページに条文をつけていますが、読み上げは省略し、2ページの説明資料にて説明します。

まず1つ目、提案理由です。議案第48号同様、ごみ処理施設に係る奥出雲町からの調査研究に関する事務委託の終了によるものです。

2つ目、変更内容ですが規約の廃止です。

施行期日は公布の日としております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は13時、午後1時といたします。

### 午前11時49分休憩

.....

### 午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。午前中に引き続き提案理由の詳細説明を求めます。

議案第50号、令和5年度飯南町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第50号について説明します。

令和5年度飯南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億41万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,520万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

2ページお願いします。第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に784万8千円を追加し、38億5,784万8千円。

款、国庫支出金。既決額に310万6千円を追加し、6億4,630万4千円。

款、県支出金。既決額に1,413万5千円を追加し、5億8,616万8千円。

款、財産収入。既決額に1億452万4千円を追加し、1億2,517万4千円。

款、繰入金。既決額に2,130万円を追加し、4億6,020万円。

款、繰越金。既決額に8,753万5千円を追加し、9,863万5千円。

款、諸収入。既決額に4,066万3千円を追加し、1億8,459万9千円。

款、町債。既決額に2,130万円を追加し、7億5,490万円。

歳入合計。既決額に3億41万1千円を追加し、77億3,520万1千円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。

款、総務費。既決額に1億4,418万4千円を追加し、14億8,968万4千円。

款、民生費。既決額に1,726万4千円を追加し、14億5,901万7千円。

款、衛生費。既決額に5,395万6千円を追加し、9億1,756万円。

款、農林水産業費。財源変更のため補正増減はなく、7億659万3千円。

款、商工費。既決額に2,024万4千円を追加し、5億3,625万5千円。

款、土木費。既決額から515万3千円を減額し、6億6,016万1千円。

款、消防費。既決額に22万5千円を追加し、2億4,943万4千円。

款、教育費。既決額に198万8千円を追加し、4億4,334万9千円。

款、公債費。既決額に6,770万3千円を追加し、11億1,826万4千円。

歳出合計、既決額に3億41万1千円を追加し、77億3,520万1千円。

ページをおめくり下さい。第2表 債務負担行為補正。追加です。

事項、死亡獣畜収集運搬車輛更新事業。期間、令和5年度から令和7年度まで。限度額、396万4千円。こちらは雲南農振協が更新を予定しております死亡獣畜収集運搬車輛につきまして、発注から納品まで約2か年を要するため、その町負担部分について債務負担行為を設定するものです。

ページをおめくり下さい。第3表 地方債補正。まず追加です。

起債の目的、公共施設災害復旧債。限度額250万円。これは琴引の里の施設裏の法面災害復旧に充てるものです。

続いて変更です。起債の目的、定住促進対策事業債。変更前限度額に対し160万円増額し、変更後限度額5,950万円。こちらは八神里山住宅の転落防止柵設置の財源とするものです。

起債の目的、臨時財政対策債。変更前限度額に対し50万円を増額し、変更後限度額1,550万円。発行限度額の確定による増額です。

起債の目的、公園整備事業債。変更前限度額に対し240万円増額し、変更後限度額5,810万円。赤名こども広場で必要となった増嵩分の財源とするものです。

起債の目的、農業施設整備事業債。変更前限度額から350万円限度減額し、変更後限度額1,830万円。こちらは化学肥料低減定着対策に係る交付金活用によりまして財源変更に伴うものです。

起債の目的、観光施設整備事業債。変更前限度額に対し1,780万円増額し、変更後限度額1億930万円。道の駅頓原周辺のエリアの整備に係る測量設計等の財源とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。総括についての説明は以上

です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。

それでは、7ページ、事項別明細書の1.総括です。歳入は説明を省略させていただきまして、右下、歳出の補正額財源内訳です。

国庫支出金1,579万4千円。地方債2,080万円。その他特定財源1億3,231万6千円、一般財源1億3,150万1千円です。

ページをめくっていただきまして、8ページ。2.歳入です。概要説明資料は1ページになります。

款、項、目ともに地方交付税。普通交付税を今回も補正の財源としております。

款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、生活保護費の令和4年度負担金の追加交付に伴う増。

続く項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金は、障害者福祉システムの改修補助金の増です。

目、衛生費国庫補助金は、健康管理システムの改修に充てる補助金です。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費県補助金は、先ほどもありましたけども、化学肥料低減定着対策に係る交付金を活用することに伴う財源変更による県補助金の減です。

続く目、商工費県補助金は、ガソリンスタンドの支援のための補助金となります。

9ページの、国民スポーツ大会施設整備事業補助金は、琴引スキー場の施設整備に対する補助金です。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、雲南広域連合のふるさと基金廃止に伴う出資金の返還金です。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、ふるさと応援基金繰入金は、赤名こども広場の工事費や、い〜にゃんPAYのポイント付与に充てるもの。

そして款、項、ともに繰越金は、決算による繰越金を確定し、全額組み込むものです。

ページをめくっていただきまして、10ページ。款、諸収入、項、目ともに雑入は、事務組合、あるいは広域連合など複数並んでおりますけども、大半は決算に伴う負担金の返還金です。返還金以外としましては、建物損害保険金149万2,000円は町有施設の修繕に充てるもの。また、その他農林水産業費雑入500万円は、化学肥料低減定着対策交付金の増によるものでございます。

続く款、項ともに町債ですが、11ページの災害復旧債まで今回補正に充当する起債です。

それぞれ充当する事業は、概要資料の1ページから2ページに記載しておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。歳入についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳出について、関係課長より順次説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

それでは歳出について説明いたします。予算書は12ページ、概要資料は3ページになります。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。電気通信施設経常管理費につきましては、中電等との電柱共架契約の整理に伴う増額です。

続いて、目、企画費。CATV事業経常負担金につきましては、職員人件費、事務費の増による負担金の増額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

国道54号活性化事業につきましては、道の駅頓原周辺エリア整備の測量調査・設計業務の委託により増額です。行政報告にもありましたが、主に道の駅の前の駐車場の整備、あと増設、子ども広場の設置、トイレの改修、主にこの3点を考えております。詳細につきましては、委員会の方に資料を付けて説明させていただきます。

続いて、目、地域振興費。定住促進住宅整備事業につきましては、八神里山住宅転落防止柵の設置により増額です。

続いて、目、基金費。まちづくり基金積立金につきましては、雲南広域連合のふるさと基金廃止による出資金返還金の増額。また、国民スポーツ大会施設整備事業補助金の増額によるものです。

○保健福祉課長（安部 農）

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉施設費。高齢者生活福祉センター臨時管理費は、来島高齢者生活福祉センター居室内において、外窓からの浸水によりフローリングが隆起した部分、及び、居室内天井の雨漏り箇所の修繕対応による増額です。

目、老人福祉費。老人福祉臨時管理費は、養護老人ホーム琴引の里の施設裏にある法面が、町有地ですけれども、雨により一部崩壊しており、施設の配電設備に被害が及ぶ前に、法面災害復旧を行うことによる増額です。

広域連合経常負担金（介護保険分）は、令和4年度保険料軽減分精算に伴う追加負担金による増額です。

後期高齢会計繰出金は、前年度繰越金確定による出資金の減額で、後期高齢者特別会計へ繰り入れるものです。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

予算書13ページをご覧ください。

目、障がい者福祉費。障がい者福祉費臨時管理費につきましては、制度改正に伴う障害者福祉システム改修のための増額、及び、障がい福祉費等国県合わせて8事業の令和4年度事業費確定に伴う補助金等の精算返還金による増額です。

#### ○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉総務臨時管理費は、令和4年度児童手当交付金の給付実績による返還金と、令和4年度出産子育て応援交付金事業費の精算に伴う返還金です。

続いて、子ども・子育て支援対策事業は、赤名地区こども広場整備に係る工事費の増額で、東屋周辺の木材撤去処分の数増に伴う増額です。

#### ○保健福祉課長（安部 農）

続きまして、目、母子父子福祉費。子ども等医療費助成事業は、令和4年度国庫負担金精算に伴う返還金による増額です。

#### ○福祉事務所長（門脇 貴子）

続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）給付事業については、令和4年度事業費確定に伴う補助金等の精算返納金による増額になります。

続いて、14ページをご覧ください。

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護臨時管理費については、令和4年度事業確定に伴う補助金等の精算返納金による増額です。

#### ○建設課長（森山 篤）

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金につきましては、公営企業会計で説明します。

#### ○病院事務長（高橋 克裕）

介護保険サービス事業会計繰出金につきましては、特別会計のほうで説明します。

#### ○保健福祉課長（安部 農）

次の地域包括ケア推進事業は、最後まで住み慣れた地域で生活できる地域包括医療ケアの推進を図るために設置しました高齢者福祉基本計画検討委員会での検討に必要な支援に係る委託等による増額です。

目、予防費。感染症予防事業は、令和4年度実績に伴う国庫負担返還金による増額です。

ここから概要説明資料は4ページになります。こころの健康づくり推進事業は、令和4年度実績に伴う県への返還金による増額です。

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、健康管理システムの改修及び令和4年度実績に伴う国庫負担返還金による増額です。

目、健康増進事業。健康増進事業健康診査は、令和4年度実績による県への返還金の増額です。

#### ○住民課長（永井 あけみ）

続いて 15 ページをお願いします。

目、火葬場費。雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）は、三刀屋斎場にかかるもので、人事異動に伴う職員人件費と、火葬炉更新事業費、業者選定事務費の増額になります。

#### ○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費。病院事業会計補助金、病院事業会計出資金につきましては、病院事業会計のほうで説明します。

#### ○基幹支所長（深石 尚志）

続いて、目、保健施設費。健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費は、昨年度の指定管理料の実績により、光熱費が増えたことによる増額です。

#### ○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、事務組合の人事異動に伴う職員の人件費と、可燃ごみ指定袋の追加製作費の増額です。

#### ○産業振興課総括監（本間 康浩）

続きまして、款、農業水産業費、項、農業費、目、畜産業費。堆肥センター臨時管理費につきましては、化学肥料低減定着対策事業採択による財源変更となります。

続いて 16 ページです。

款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業につきましては、ガソリンスタンド支援による増、い〜にゃん P A Y ポイント付与による増です。

続きまして、目、観光費。琴引スキー場外臨時管理費につきましては、国民スポーツ大会施設整備事業補助金採択による財源変更と、落雷による施設修繕費の増となります。

#### ○建設課長（森山 篤）

続いて、款、土木費、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては、公営企業会計で説明します。

#### ○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、款、消防費、項、消防費、目、常備消防費。広域連合経常負担金（消防分）につきましては、事務費の増による負担金の増額です。

#### ○教育次長（石飛 幹祐）

次に、教育費は 17 ページをご覧ください。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。事務局臨時管理費ですが、頓原、志々小学校開校 150 周年記念事業実施に係る補助金です。

次に項、保健体育費、目、学校給食費。学校給食臨時管理費ですが、物価高騰により影響を受けている給食食材費への補助金となっております。

#### ○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、款、項、ともに公債費です。安定した財政運営を行うために繰上償還を行うもので、増額をするものです。歳出の説明については以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第51号、令和5年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び、議案第52号、令和5年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第51号を説明します。

令和5年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ829万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,134万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

次のページです。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、国民健康保険料。既決額に269万6千円を追加し、7,529万2千円。

款、県支出金。既決額に77万円を追加し、5億3,403万5千円。

款、繰越金。既決額に482万5千円を追加し、482万6千円。

歳入合計。既決額に829万1千円を追加し、6億6,134万5千円。

続いて歳出です。款の合計額を読み上げます。

款、総務費。既決額に77万円を追加し、1,576万4千円。

款、基金積立金。既決額に598万3千円を追加し、912万5千円。

款、諸支出金。既決額に153万8千円を追加し、4,184万2千円。

歳出合計。既決額に829万1千円を追加し、6億6,134万5千円。

続いて事項別明細書の4ページになります。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の補正額の財源内訳は、特定財源の国県支出金が77万円、その他が752万1千円です。

続きまして5ページです。概要説明資料は6ページになります。

2. 歳入。款、項、国民健康保険料、目、一般被保険者国民健康保険料。医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分はいずれも本算定による増額です。

款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金は、健康管理システム改修負担

金の増による県繰入金の増額です。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、前年度繰越金の確定による増額です。

続きまして、6 ページです。3. 歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、国保データ標準システムの仕様変更に伴う健康管理システムの改修による増額です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、前年度繰越金の確定及び保険料本算定等による差額調整に伴う増額です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金は、前年度分の県支出金精算還付金です。説明は以上です。

続きまして、議案第 52 号を説明します。

令和 5 年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 5 年 9 月 11 日 提出。飯南町長。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入予算補正。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、繰入金。既決額から 28 万 5 千円を減額し、1 億 2,195 万 9 千円。

款、繰越金。既決額に 28 万 5 千円を追加し、28 万 6 千円。

歳入合計は変わりなく、1 億 8,381 万円。

続いて事項別明細書、4 ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略します。次 5 ページです。概要説明資料は 7 ページです。

2. 歳入。款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、療養給付費繰入金は、前年度繰越金の確定による減額です。

款、項、目、繰越金は、前年度の繰越金確定による増額です。説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 53 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 54 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○病院事務長（高橋 克裕）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 高橋病院事務長。

**○病院事務長（高橋 克裕）** 番外。議案第 53 号について説明します。

令和 5 年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,703 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

次のページです。第1表 歳入歳出予算補正。款について読み上げます。

歳入。款、繰入金。こちらは既決額 656 万 5 千円の全てを減額するものです。

款、繰越金。既決額に 688 万 7 千円を追加し、688 万 8 千円。

歳入合計。既決額に 32 万 2 千円を追加し、3,703 万 3 千円。

歳出。款、訪問看護事業費。既決額に 32 万 2 千円を追加し、3,683 万 3 千円。

歳出合計。既決額に 32 万 2 千円を追加し、3,703 万 3 千円です。

次のページから事項別明細書です。4 ページをご覧ください。

1. 総括。歳入につきましては説明を省略し、歳出合計の補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

5 ページをご覧ください。2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。繰越金の増額による一般会計繰入金の減額です。

款、項、目、繰越金。前年度繰越金の確定による増額です。

次のページ、3. 歳出です。款、項、目、訪問看護事業費です。訪問看護経常管理費の不足がありましたので、こちらの補正と、訪問看護協会等負担金、研修費の負担金です。こちらに不足がありましたので増額をしております。

議案第53号について、説明は以上です。

続きまして、議案第54号の説明をします。

第1条 令和5年度飯南町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、病院事業収益。既決予定額に 209 万 4 千円を追加し、10 億 6,087 万 8 千円。第2項、医業外収益。既決予定額に 209 万 4 千円を追加し、3 億 523 万 1 千円。

支出。第1款、病院事業費用。既決予定額に 332 万 4 千円を追加し、11 億 7,153 万 8 千円。第2項、医業外費用。既決予定額に 332 万 4 千円を追加し、1,457 万 6 千円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に 4,509 万 9 千円を追加し、3 億 6,136 万 8 千円。第2項、一般会計出資金。既決予定額に 4,509 万 9 千円を追加し、1 億 2,336 万 8 千円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額に 7,294 万 2 千円を追加し、4 億 3,531 万 9 千

円。第2項、企業債償還金。既決予定額に7,294万2千円を追加し、1億9,716万9千円。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

次のページです。実施計画書になります。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。

収入。目、他会計補助金。既決予定額に209万4千円を追加し、2億7,209万4千円。

支出。目、支払利息及び企業債取扱諸費。既決予定額に332万4千円を追加し、1,156万6千円。

2. 資本的収入及び支出。

収入。目、一般会計出資金。既決予定額に4,509万9千円を追加し、1億2,336万8千円。

支出。目、企業債償還金。既決予定額に7,294万2千円を追加し、1億9,716万9千円。

次のページから明細書です。3ページです。

1. 収益的収入及び支出。

収入です。目、他会計補助金ですが、繰上償還にかかるものの一般会計からの繰出基準に基づく繰入金です。こちらは、利息と補償金ですね、こちらにつきましての繰出になります。

続いて、支出。目、支払利息及び企業債取扱諸費。繰上償還にかかる利息補償金になります。

4ページです。2. 資本的収入及び支出。

収入。目、一般会計出資金。一般会計からの繰上償還にかかる元金部分ですね。こちらのルール分の繰入になります。

支出。目、企業債償還金。繰上償還ですね、将来負担を軽減するための繰上償還の元金部分になります。こちらの方を補正しております。

次のページから、今回の補正にかかる資料を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。説明は以上になります。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第55号、令和5年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）及び、議案第56号、令和5年度飯南町下水道事業会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○建設課総括監（藤原 一也）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 藤原建設課総括監。

**○建設課総括監（藤原 一也）** 番外。議案第55号について説明します。

第1条 令和5年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、簡易水道事業費用。既決予定額に115万3千円を追加し、2億5,031万4千円。第2項、営業外費用。既決予定額に115万3千円を追加し、1,540万3千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,242万6千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額98万円、過年度損益勘定留保資金2,436万6千円、当年度損益勘定留保資金708万円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に115万3千円を追加し、9,970万7千円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額に115万3千円を追加し、8,251万9千円。

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,509万8千円に改める。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。2ページです。実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。(支出)。

目、消費税。既決予定額に115万3千円を追加し、115万4千円。

2. 資本的収入。(収入)。

目、一般会計出資金。既決予定額に115万3千円を追加し、8,251万9千円。

次のページです。明細書になります。

1. 収益的支出。目について説明します。こちらにつきましては、消費税の額の確定により、その額を増額するものです。

次のページ、2. 資本的収入です。支払消費税の確定により、その額を一般会計から繰り入れるものです。

次のページから、予定キャッシュフロー計算書等の付属資料を付けておりますのでご覧ください。議案第55号につきましては以上です。

続きまして、議案第56号について説明します。

第1条 令和5年度飯南町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、下水道事業収益。既決予定額に495万3千円を追加し、2億7,889万8千円。第2項、営業外収益。既決予定額に495万3千円を追加し、1億8,698万3千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,186万8千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万5千円、過年度損益勘定留保資金6,073万3千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額から495万3千円を減額し、1億5,334万4千円。

第1項、企業債。既決予定額に20万円を追加し、5,420万円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額から515万3千円を減額し、8,863万7千円。

次のページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

限度額のみの変更です。変更前限度額4,150万円に20万円を追加し、変更後限度額4,170万円です。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を7,574万9千円に改める。

令和5年9月11日 提出。飯南町長。

次のページです。実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的収入。

目、雑収益。既決予定額に189万2千円を追加し、189万6千円。

目、消費税還付金。既決予定額に306万1千円を追加し、306万2千円。

2. 資本的収入。

目、企業債。既決予定額に20万円を追加し、5,420万円。

目、一般会計出資金。既決予定額から515万3千円を減額し、8,863万7千円。

次のページです。明細書になります。

1. 収益的収入。雑収益につきましては、雲南広域連合負担金の確定により増額するものです。

消費税還付金につきましては、消費税額確定のため、その額を増額するものです。

次のページです。

2. 資本的収入。目、企業債。資本費平準化債の発行可能額の算定による増額となります。

目、一般会計出資金。一般会計からの繰入金を減額するものです。

次のページ以降、予定キャッシュフロー計算書等の付属資料を付けておりますがご覧ください。議案第56号の説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、すべての提案理由の詳細説明を終わります。

---

## 日程第7 質疑

**○議長（早樋 徹雄）** 日程第7、これより質疑を行います。

はじめに、認定第1号、令和4年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

はじめに、一般会計、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、一般会計の歳出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、各特別会計および各公営企業会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

本件については、委員会条例第5条の規定により、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査といたしたいと思っております。設置の詳細につきましては別紙決議のとおりです。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって本件については6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により各常任委員会から3名ずつ選任をお願いいたします。

その間暫時休憩といたします。各常任委員会の開催をお願いします。

**午後1時45分休憩**

.....  
**午後1時54分再開**

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思っております。事務局長に名簿を朗読させます。

那須事務局長。

○議会事務局長（那須 和博） はい。

決算審査特別委員会委員名簿をご覧ください。2番、伊藤好晴議員。5番、高橋英次

議員。6番、安部誠也議員。7番、景山登美男議員。9番、平石玲児議員。10番、戸谷ひとみ議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただ今の朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおり決定いたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため暫時休憩といたします。委員会の開催をお願いいたします。暫時休憩といたします。

午後1時55分休憩

.....

午後2時02分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長から発表いたします。

那須事務局長。

○議会事務局長（那須 和博） はい。

決算審査特別委員会委員会名簿をご覧ください。委員長、7番、景山登美男議員。副委員長、6番、安部誠也議員。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり決定いたしました。ここで休憩をいたします。本会議の再開は14時15分といたします。

午後2時02分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

質疑を続けます。

報告第8号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第9号、令和4年度飯南町下水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飯南町一般会計補正予算（第3号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

多分説明がなかったと思いますけども、今回応急復旧について、測量設計についての歳出ですけども、これのそれぞれ箇所数がわかるかと思えますけども、教えていただけますか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7番議員からのご質問にお答えします。それぞれの件数ですが、農地災害が2件、農業用施設災害が4件、公共災害のほう、河川災が3件、道路災が2件でございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第44号、特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための飯南町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号、飯南町災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、雲南市飯南町事務組合规約の一部を変更する規約についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、雲南市飯南町事務組合と奥出雲町による一般廃棄物ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務委託の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 50 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）を議題として、質疑を行います。はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部 丘議員。

○8 番（安部 丘） はい、8 番。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費。国道 54 号活性化事業。先ほど 1,784 万円については、委員会のほうでまた説明があるということでございましたが、町長行政報

告にもございますように、昨年度 286 万円を投じて開発計画を策定しております。委託して策定しております。これについて、一切の説明、全協等を含めて一切の説明がございません。その部分について説明されるお考えはないでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

道の駅頓原周辺エリアの整備計画につきましては、令和 4 年度の予算の中で、議決いただきまして先ほど言われました、予算の範囲内で執行させていただきました。

そして、こちらの道の駅頓原周辺の一体的な整備というところでの計画でありまして、その中で大きく、先ほど言いましたように、駐車場の整備、駐車場の不足によります駐車場の改修や増設によります整備、そしてこども広場、各地区への子供広場の設置ということでもありますので、そちらの整備ということで、芝生の広場もあわせた、あそこの緑地公園を生かした公園の整備を考えております。

そして、そちらの公園からのアプローチといいますか、トイレが今ありますが、片方からの進入ということでもありますので、両方から入れるようなトイレの改修ということも考えておりまして、主にこちらの 3 点を考えております。

また、道の駅の前駐車場につきましては、非常に斜めになっておりまして、そちらの傾斜をですね、ある程度、平らにできるような形にして、改修しようと思っております。

また、あわせまして、駐車場の中と国道 54 号のほうに、町営バスのバス停ありますが、バスの路線によって、駅が違っているというようなこともありましたので、全てのバスをですね、この道の駅の中に入れていけるような形に、中の駐車場とあわせて整備したいというふうに考えております。

計画につきましては、ほかにも盛り込んでありましたが、全ての計画を実施しようと思えば、事業費が 5 億円程度かかるんじゃないかと思込んでおりましたので、少し時間をいただいて、精査させていただきまして、できるだけ圧縮した形で提案したいということで、今回させていただきました。

本来でしたら、委員がおっしゃるように、全員協議会等で先に説明させてもらってですね、補正予算のほうにあげさせてもらうことが流れかと思いましたが、少しタイミングを逸してしましまして、大変申し訳なく思っております。簡単ですが、以上です。

○8 番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部議員。

○8 番（安部 丘） はい。

るるご説明いただきましてありがとうございました。ちょっと口頭でいろいろご説明

いただいたので、資料は、おそらく委員会の中で出てくるということだと思います。その資料をもって、また確認させていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） はい。

12ページ、さっきの続きですけれども、総務費の基金費のほうで、まちづくり基金のほうへ1億1,778万4千円積み立てるということですが、内訳からいうと、資料にありますように、ふるさと基金の、雲南広域連合からの返還金による1億452万4千円は、これでいいとして、国民スポーツ大会施設整備事業補助金が、歳入のほうでこの説明がありましたので、これによって、何か事業をされるのかと思いましたが、全額積立てに、ちょっと7千円のさやはありますけれども、全額積立てにして、今、予定されている整備、スキー場の整備へ充てられていない。この積立金にするということは、どういうんですか。あてがなく、取りあえずこれだけ、きたので積んでおくということなんですけど、その辺のいきさつを教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

国民スポーツ大会の施設整備補助金でございますが、この事業、起債によって進めるものの補助金となっております、その起債の償還に充てるお金ということで、基金のほうに積みまして、執行していくということになっております。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） はい。

確認ですけど、将来、起債の返還、返済が始まったときのために、これを積立てておいてそれをもって、起債の返済に充てると。これ確認です。これでよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

はい、説明不足でした。議員おっしゃるとおり、そのような格好で支出をしてまいります。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

先ほど同僚議員が質問されましたが、国道54号活性化事業ですが、詳細は委員会で聞くこととしておりますが、根本的なことですので皆さんのお集まりの中で聞くわけですが、この事業、今設計費だけでも1千万、2千万弱の計上となっておりますが、そもそも、この周辺エリアを整備するにあたって、費用対効果、経済波及効果はどのぐらいと踏んで、そもそもの計画を推進されようとしているのか。それをちょっと数字がわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

効果というところではですね、具体的に、まだ検証できてないところもありますが、今までの県で行ってございました観光動態調査等を参考にしまして、入り込み数とかは、ソフト的な面からもですね、検討する必要があるかというふうに思っております。今回は、もちろん入り込み数の増につながるべきところでもあるんですが、例えば、今宿泊施設の在り方の検討もまだできてないところもありますので、具体的な、全体的な施設としての、そういった検討には、この計画の中では入っておりませんが、まずは、周辺の一体的な、一体感であるとか、なかなか公園のほうにお客さんが流れていかないような今ですね、継ぎはぎでの整備をしていた経緯もありますので、そういったところの動線の確保とかを、まずはしっかりとおさえないというふうに考えているものであります。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

なかなか耳の中でとまらないような答弁だったんですが、全体計画を見通さないうちに周辺の部分部分を、取りあえず行っていくと。後づけ後づけで経済効果とか、いろんな波及効果は後づけで出していこうと。全体像が出てきてから出していこうということでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

全ての施設の一体的な検討というのが、できればもちろんいいんですけど、先ほど申

しましたように、少し部分的にですね、今後検討していくべき必要などもありますので、現時点では、その数字的な効果ということまではちょっとはじける状況じゃないかというふうに思っております。

ただ、こちらを整備するためのコンセプトであるとか、取り組みの方針、目指すべき効果ということで、その流れの中で、まずは町外から訪問者が来ていただくための取り組み、また、既存の施設が、その整備によって売上げが向上するべきである。また、町外だけでなく、町内の方も来ていただくような整備、そういったところを考えてですね、今回、計画したいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） 10番。

今の件の続きなんですが、基本計画は策定委員会で話し合っただけでつくられたと思いますが、今後は、どうやって進める予定なのかと、あと整備された後のランニングコストはどれくらいを想定されているのか。あと、どなたが管理するということまで考えておられるのかどうか、お聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

まず、今回の整備に伴いましてのランニングコストというのはですね、ほとんどかからないかなというふうに思っております。電気代とかそういったところは今もかかっておりますので、そんなに大きく変わるようなことはないかなというふうに思っております。

また、駐車場はもちろん公園のほうも、そんなにランニングコスト、もちろん修繕費等は今後、何年周期かがかかってくるかもしれませんが、毎年毎年かかってくるような経費はないかなというふうに思っております。

また、こちらの周辺整備エリアですね、検討いただきましたが、策定委員会の中に周辺の事業所の方に入らせていただいております。

以前から、連携した連絡会というのをされておまして、少し、ここ数年、それが休止状態だったというふうに聞いておりますが、そういった検討委員会の中でも、そういったところをまた復活してほしいというような意見もありましたので、今まで産業振興課のほうで、そちらのほうはやっておりますので、また連携してその辺は進めていきたいというふうに思っております。

また、策定委員会での結論としての計画ということで出させていただきました。基本的には、今後、測量設計等は町が主体となってやっていくというふうに思っておりますので、基本的には町主導で、こちらのほうは進めていきたいと思いますが、細かいところにつきましては、もちろん施設内の事業者さん等の意見もお聞きしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

16 ページ商工費の中の商工振興費、商業活性化重点支援事業がありますけども、ここにはガソリンスタンドの支援等、い〜にゃんPAYポイントと、2つあるかと思いますが、い〜にゃんPAYポイントのほうについて、少し聞かせていただきたいと思います。行政報告にもありましたので、何となくイメージというか、どういうことをされようとしてるかはわかりますけども、行政報告の中でカードのポイントを付与するということもありまして、この1,308万円について、どうしたものかという費用がかかるように計画されているかをお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

い〜にゃんPAYの導入を、12月からの導入を現在進めております。商工会さんのほうが事業主体となりまして、現在進めてもらっておりますが、最初ですね、いちばん最初のいわゆる電子通貨でして、買物をすると買物の額に応じてポイントが付与されるというカードの仕組みでございます。

そのたまったポイントで、今度はそれをポイントでも買物もできるという仕組みになっておりますが、いちばん最初、導入時に何も入ってないカードを送ったのでは、なかなか、まず加入していただく必要がありますので、加入にもつながらないであろうということで、最初にですね、導入時に（聞き取り不能）策として、3千ポイント。3千ポイントを付与して加入の促進を図るといった内容でございます。

カードにつきましては、ポイントがたまっていく、いわゆるポイントカードだけでありませんでして、現金をチャージをして、そこで使うということも可能なカードを考えております。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員どうぞ。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

今説明いただきましたことは理解しておりますのでございます。聞きたかったのはそういうことで、内訳といいますか、予算の1,308万円が、どういう内訳、何にいくら必要というふうな見積りがされているかということをお尋ねしたわけです。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

失礼いたしました。この1,308万円ですけれども、カードの開始時に3千円のポイントを付与することを考えておりました、住民の方の数4360人。小学生以上の住民の方を主体として考えておりました、4,360人掛ける3,000円で、1,308万円という予算を計上させていただいております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

別件ですけどいいですか。これは、子ども子育て支援対策事業で、赤名こども広場、東屋付近周辺の木材撤去工事費増ってということで、たしか、これ、もう入札されとるんですけど、もう仕事されてますが、ちょっと俺も木材撤去の、どんなこと、どの場面のことを言ってるかわからないので教えてほしいです。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

赤名こども広場の整備については、現在赤名ふれあい公園で、既に契約を終えて工事を進めておりますけれども、その中で、ぼたん園に近い大きな東屋ですね、その周辺に、当初、当初の現地確認では花壇とっておりました。

東の周辺にある花壇だと思っていたところが、花壇ではなくて、木材が全部敷き詰めて段々になっていたとか、また委員会で現地の資料を、現地写真の資料をお配りしようとおっておりますが、当初花壇だと思っていたところが、花壇ではなくて、木材を敷き詰めたステップといいますか階段状の状態であったということが、実際に工事に入ってからわかりまして、今現在の当初の状況では、木材が敷き詰めてある上に、さらに土がのって、例えば芝桜とかも咲いていたということで、当初は花壇だと考えておりましたけれども、実際に工事に入ったら木材が全部敷き詰めてあったということで、当初の見積りよりも、木材の処分する数量が増えたことにより増額となります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

全体像が何か、図面でしか見てないんで具体論がわからんですけど、また委員会で質問させていただきますので。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） はい、3番。

今のところですけども、今ので大体そこはわかったんですが、もうちょっと広くというか、聞きたいところが、今公園は、ああして、何か所か整備されたところもあるし、今後、まちづくりのほうでは頓原道の駅に公園みたいなものを整備をしたい部分的にはあるんだろうと思うんですが、そういうところのできた公園は、今住民課でやれるところは今後の維持管理も住民課でずっと見ていかれるんでしょうかね。

要は、公園つくるのはいいんだけど、さっきまちづくり推進課長は、何か経費はかかるような話だったんだけど実際本当にそうなのかという。つくるのはいいんだけど後の維持管理を、きちんとできていないところが今までいっぱいあって、なかなかきちんと、使う側からいうと、使いにくいというところが公園の中にあるわけですよ。

だからそういうこと、せっかくこれだけのお金を使ってやるのに、そういうことになったらいけないので、誰が、いくらのお金を持って公園をきちんと管理をするのかというところの計画が全く見えなくて、例えば、ついこの間も志々で、さつき会館の隣にできましたね新しいの。じゃ、それは今後、住民課が直接管理するのか。志々の支所が、あそこの経常管理費の中にそういう整備の維持管理をするお金が、今計上されてるかどうかわかりませんが、そこで管理するのか。そこら辺の整理はついているのかついていないのか。という点をお伺いしたいんですが。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

3番議員から、こども広場の整備に関する今後の管理についてご質問いただきました。

まず初めに、これまで整備をもう既に行ったところについて、先に申し上げます。いちばん最初が令和4年度の来島こども広場です。

こちらは、来島の交流センターの敷地内ということですので、住民課の管轄に、来島交流センター自体が住民課の管轄になりますので、住民課のほうでしっかりと管理を行っております。

続いて、本年度、整備が終わりましてオープンしました志々のこども広場。こちらはさつき会館の敷地内ということで、さつき会館の建物は頓原基幹支所の管理下にあります。で、頓原基幹支所とも連携をしております、日常的な点検ですね危険なものがないとかそういったところとか、それから、トイレについては、宴会場ですね。隣のさつき会館の隣にあります宴会場のトイレを使っただくということにしておりますので、こちらの清掃管理ですとか、そういったことについてはさつき会館とセットで考えていこうということで、頓原基幹支所とも話をしております、来年度以降の管理費については志々支所の中で計上させていただきたいと考えております。

ただ、いずれにしても遊具の点検等については、保育所との関係ですとか全体的な整備との関係がありますので、住民課のこども未来推進室のほうに、点検費用については計上させていただきたいと、現時点で考えております。

続いて、現在工事を行っております赤名のふれあい公園の中の広場についてですけれども、こちらについては、今現在は赤名ふれあい公園まちづくり推進課の管轄になっております。こちらについては、ちょっと整備が終わった段階ですね内部協議が必要だと思っておりますが、一体的な管理という意味では、住民課のこども未来推進室のほうに移管して管理するのがいいんじゃないかというふうに担当課では考えております。今後ですね、最終的に内部協議をしたいと思っておりますが、ふれあい公園自体の管理につきましては、既に赤名自治振興協議会のほうにご相談をさせていただいております、今現在年3回の草刈り、それからトイレ掃除も月1回程度というふうにお聞きしておりますが、この回数について少し増やしていくことが必要だというふうに考えております。

やはり、せっかく整備したものを利用していただかないと意味がありませんので、利用しやすい広場になるようにですね、地元の皆さんとも協議をしながら、地元の皆さんが難しいというところがあれば、ほかの方法ですね、きちんと管理していくように考えたいと思っております。

最終的な管理体制については、またですね決まったところで、ご説明をさせていただきたいと考えております。まだ、計画段階であります頓原についてもですね、これが緑地公園自体を産業振興課になったりとかですね、しめ縄館があつたりとかいろんな管轄が分かれておりますので、整備を進める中でですね、内部で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

今話されたように、どこが管理されても、きちんと予算を持ってきちんと管理できる体制を整えておいていただきたいということで、検討が決まり次第、またお願いをしたいと思います。

で、ひとつ、どこが担当なのかよくわからないんですけど、頓原の住宅の横っちょ、以前整備した住宅の後ろが古城団地の先のところにありますよね。あそこの管理は一体どこがやられるんでしょうか。春先1回だけ草刈りされてたんですよ。

ところが、金曜日頃の見た私の感想なんだけど、草がもう2、30センチ伸びとって公園として使ってくださいとも言えんような状況にあるわけですね。

今、住民課長さんが言われたように、きちんと管理がどっかで予算があって上げてるんなら、こういう状態にはまずならないと思うし、そもそも論であそこで遊んでる子どもを見たことがない。

結構私、近くにちょっと知人がいるんでよく通るんですけど、子どもがあそこで遊んでいるのを見たことがない。道路とか、駐車場とか、空き地では遊んでいるのを見るんだけど、その辺の状況がちょっとわからないんですけど、あそこの管理は一体誰がどのようにしておられるんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

続いて3番議員が言われました頓原団地の遊具の関係ですけれども、こちらの整備につきましては、こども未来推進室のほうで遊具の更新という形で整備を行いました。

ただ、頓原団地の中のもので、一応建設課の管理課ということで、確認をしております。おっしゃるように、今、草が大分伸びて、なかなかちょっと遊びにくい状況になっているということで、既に建設課のほうにも草刈りの依頼はしておりますけれども、ちょっと十分な管理ができていなかったというところにつきましては、また、建設課と連携をとりながらですね、そういったことがないように努めていきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

10款5項4目、学校給食臨時管理費ですが、食材高騰による給食会への補助金の増、これは大変、結構かと思いますが、対前年比に比べまして大体食材費幾らぐらいの値上がりを総体的に上がっているのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

全体的にですねどれくらい上がっているかということについては、総体的な把握はしておりませんが、個々に牛乳ですとか、食油ですとか、お米ですとか、そういった個々に上がったものについて、金額は把握しております。

今ここで幾ら上がっているというのはちょっと、手元に資料がありませんけれども、全体的に上がっておるということで、特に上がっているものについて調査をすると同時に、実際に、今年度、給食に係る食材費のところについて調査して、この補正予算をさせていただきます。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

ということはこの補正額の166万7千円で足りると、理解してよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

この予算で今年度は、これから急にですね、さらに、食材が上がるというようなことが、特になければ、この金額で足りると予想しております。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

ちょっと補足させてください。今、補正予算がですね160万余組んでいます。去年、途中から物価高騰で約80万だったと思いますが補正をしています。

つまり通常時と比べると、それを考えますと200万以上、やはり高騰している。それだけ補填しなくてはならない状況になっているというところでございます。

今、次長が言いましたように、その主なものは、特に牛乳、それから米がですね、米価がおととしは非常に安かったんです。だんだんだんだん復元していることもあって、吸収しきれなくなっているというところが実態としてあります。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号、令和5年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 52 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 53 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 54 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 55 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、令和 5 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

## 日程第 8 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第 8、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第44号、議案第45号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、以上9議案。

教育経済常任委員会は、議案第46号、議案第55号、議案第56号、以上3議案。

予算特別委員会は、承認第6号、議案第50号、以上2議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定いたしました。

これで委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、12日、13日は休会とし、本会議の再開は14日午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書を提出してください。なお一般質問をされない方はその旨ご報告をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時57分散会

---